

生活福祉資金 貸付のご案内

1 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための貸付です。



2-1 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付です。



2-2 福祉資金 福祉費

住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引越しの経費等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付です。



3 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学時に必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学に必要な経費のための貸付です。



4-1 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。



4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。



[平成31年1月現在]

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度とは

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

厚生労働省の要綱にもとづき、運営しています。実施主体は北海道社会福祉協議会、相談や借入申請等をお住まいの市区町村社会福祉協議会で受付けています。

民生委員や市区町村社会福祉協議会により、相談から償還（返済）が完了するまで、貸付を行なうことが世帯にとって有効か、また貸付後に困りごとは生じていないか等、世帯の自立に向けた継続した支援が行なわれます。

☑ 「世帯」に対する貸付です。

生活福祉資金は、個人ではなく世帯を単位として貸付けします。会社組織や団体は、貸付対象外です。

世帯を支援するため、世帯員全員の就労・就学、健康状態、収入や負債等について、状況を把握させていただきます。

☑ 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

生活福祉資金は、貸付することにより世帯の経済的自立が可能と判断できる場合に、貸付が行なわれます。

一方で、貸付することは世帯にとって新たな「借金を負う」こととなりますので、貸付金の償還（返済）が見込めない場合には、経済的自立につながるとは判断できず、貸付を行なうことができません。

☑ 民生委員等の相談・支援が必要です。

世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの地区の民生委員や市区町村社会福祉協議会、関係機関が相談・支援にあたります。

☑ 他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。

他の貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただくこととなります。利子等の貸付条件を理由として生活福祉資金を利用することはできません。

☑ 事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は、貸付対象となりません。

※福祉資金 緊急小口資金は、支払い済みの費用も貸付対象となります。

※福祉資金福祉費の療養関係経費、葬儀費用について、事前申請が困難な場合、支払い前であれば貸付対象とすることがあります。

ご利用いただける世帯

次のいずれかに該当する世帯が貸付対象です。

なお、世帯として貸付対象であっても、資金種類ごとに貸付要件があるため、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご確認ください。

1. 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯



2. 障がい者世帯

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯



3. 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（福祉資金については、日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）



貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入	世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで	6人世帯	660万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで	7人世帯	720万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで	8人世帯	780万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで	以下一人 当たり加算額	60万円
5人世帯	600万円程度まで		

※世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、勤労者は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業者は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。稼働収入の他、年金、手当等の収入を含みます。

※生活福祉資金貸付制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活している家族・親族等は同一世帯であると考えます。また、単身赴任や進学により別居している家族の生計が同一の場合、一つの世帯と考えます。

【生活保護受給世帯】

生活保護を受給されている世帯については、保護の実施機関が本資金の利用により、当該世帯の自立更生を促進すると認めた場合に借入申込みを行なうことができます。まずは、担当ケースワーカーにご相談ください。

なお、貸付対象とならない資金種類もあります。

【母子世帯、父子世帯、寡婦世帯】

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の方は、本資金の利用の前に「母子父子寡婦福祉資金」の利用が優先されます。まずは、母子父子寡婦福祉資金の実施機関にご相談ください。

【外国人の場合】

次の①、②両方を満たしている場合、貸付対象となります。

- ①外国人登録が行なわれていること
- ②現住地に6か月以上居住し、将来にわたって永住する見込があること

⚠ 次のいずれかに該当する場合は、本資金をご利用いただけません。

- × 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯
- × 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯
- × 会社や団体のための借入等、世帯以外に関する借入を希望する世帯
- × 多額の負債がある方及び返済が滞っている方が属する世帯
- × 借入申込者が債務整理の予定がある、または債務整理中の場合
- × 既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯（北海道外で借入れた生活福祉資金も含みます。）
- × 本資金の連帯保証人となっている方

ご利用に際して

1. 借入申込者（貸付決定後は、「借受人」となります。）

原則として、生計中心者(*)が借入申込者となります。資金種類によっては、生計中心者以外の方が借入申込者となる場合があります。

*生計中心者…世帯のなかで最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。



資金種類	借入申込者（借受人）となる方
下記以外の資金	生計中心者が借入申込者（借受人）となります。
教育支援資金、福祉資金福祉費のうち技能習得費・支度費	資金使用者（就学者等）が借入申込者となり、生計中心者が連帯借入申込者となります。

※生計中心者であっても、年齢や健康状態等により、借入申込者・連帯借入申込者に適さない場合があります。お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

2. 連帯借入申込者（貸付決定後は、「連帯借受人」となります。）

連帯借受人は、借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負担します。

教育支援資金・福祉資金福祉費（技能習得費、支度費）を借入れる場合は、就学者等が借入申込者となり、就学者等と生計を一にする生計中心者が連帯借入申込者となります。



3. 連帯保証人（連帯保証人は、次のすべての事項を満たす必要があります。）

- 原則として、北海道内に居住している方
- 借入申込者（借受人）とは、別世帯・別生計である方
- 市町村民税が課税されている方（課税証明書または所得証明書等で市町村民税の課税を確認します）
- 借受世帯の生活の安定への支援を行ない、借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行できる方
- 償還（返済）完了までに75歳未満である方



資金種類	連帯保証人の必要性
総合支援資金、福祉資金福祉費（一部を除く）	原則必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合は、有利子での貸付となります。
教育支援資金、福祉資金福祉費のうち技能習得費・支度費	連帯借受人がいる場合、原則不要です。（連帯借受人がいない場合は、連帯保証人が必要です。）ただし、世帯の収入状況等から連帯保証人を必要とする場合があります。
福祉資金緊急小口資金	不要です。
不動産担保型生活資金	必要です。推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければなりません。
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不要です。

※本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

4. 貸付利子

資金種類、連帯保証人の有無等により、貸付利子が異なります。

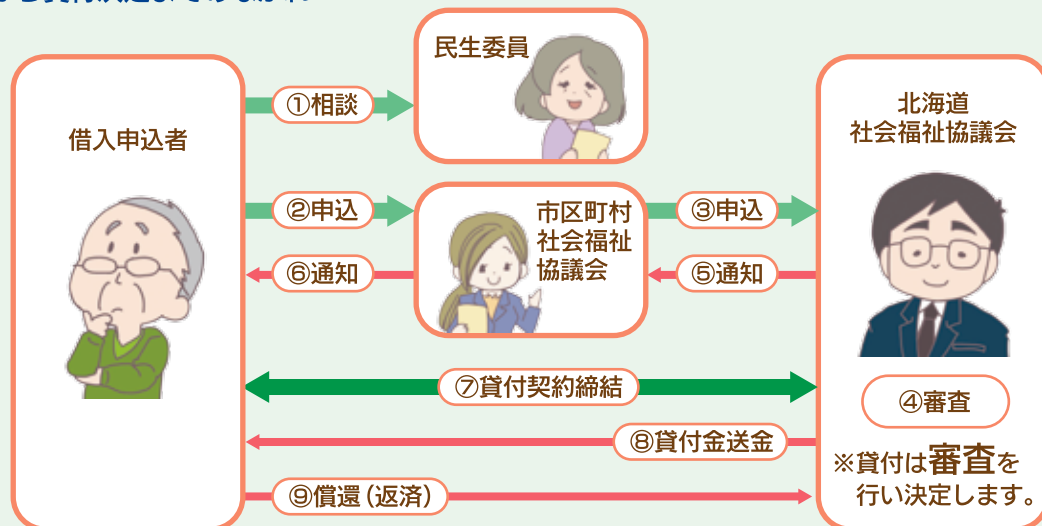
資金種類	連帯保証人を立てる場合	連帯保証人を立てられない場合
総合支援資金、福祉資金福祉費	無利子	年1.5%
福祉資金緊急小口資金、教育支援資金	無利子	
不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年利3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

5. 相談・申込から貸付決定、償還までのながれ

ご相談は、お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会が窓口となります。
相談・申込み、審査、貸付金送金までは、概ね1か月から1か月半程度かかります。（福祉資金緊急小口資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金以外）

※相談から償還までの基本的ながれを示したものであり、資金種類によって異なる場合があります。

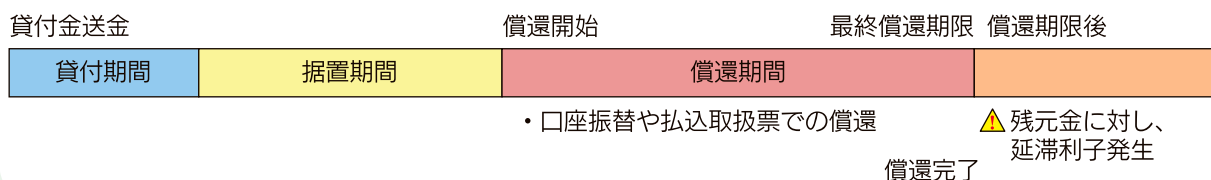
相談から貸付決定までのながれ



6. 償還（返済）方法、延滞利子

償還（返済）は、原則、元金・利子等の口座振替による月賦です。口座振替は、「ゆうちょ銀行」、「北海道銀行」、「北洋銀行」のみご利用できます。

償還（返済）のながれ



※据置期間とは、資金の借入後、償還（返済）を開始するまでの猶予期間のことをさします。据置期間中は無利子です。

※不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、契約終了後に一括償還となります。

▲償還（返済）期限内に償還完了できない場合は、最終償還期限日の翌日から残元金に対し、年 5.0%の延滞利子が日割りで加算されます。

7. その他留意事項

- 貸付が世帯にとって必要かつ適切な支援であるかの判断を行なうためには、世帯の生活状況や、どのようなことが原因で借入を希望することになったのか、借入した場合の償還（返済）の見込み等について、詳しくお話いただくことが必要です。
- 不正防止の観点から、借入申込者の個人情報について警察等関係機関へ照会を行なう場合があります、借入申込時に同意いただく必要があります。
- 具体的な資金の利用目的がない場合や各資金種類の貸付条件に合致していない場合は、貸付できません。
- 貸付審査の結果、不承認となる場合があります。不承認の場合、その理由は開示しません。また、借入額の減額等、ご希望に添えない場合や条件を付される場合があります。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また、貸付金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。
- 本パンフレットに記載されている内容以外にも資金種類ごとに条件等がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

1 総合支援資金



失業等により収入が減少し、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯に貸付する資金です。

総合支援資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関（*）による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

（1）ご利用いただける世帯

低所得世帯 ※次の要件のいずれにも該当する世帯

- ①低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
 - ▲収入の減少については、一時的な減少であり、今後増加が見込まれること等が条件となります。
 - ▲失業等により、常用雇用を目指し就職活動中の方が対象のため、原則、就労している方は対象となりません。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していること、または生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金（*）の申請を行ない、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還（返済）が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
 - ▲失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付を受けることができる場合は、貸付対象となりません。また、公的年金は受給額が少額であっても受給している場合は、貸付対象となりません。

（3）借入相談から償還完了までのながれ

1 ハローワークで確認

求職申込み受理状況、雇用保険・雇用施策の該当状況、利用状況の確認をします。
ハローワークで「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入・押印してもらいます。

2 自立相談支援機関に相談

困りごとについて相談し、必要な支援を一緒に考えてもらいます。貸付が必要と判断された場合、総合支援資金について説明を受けます。自立相談支援機関において、「支援プラン」が作成されます。支援プランが作成されない方は、「生活福祉資金（総合支援資金）の利用による自立計画書」が作成されます。

- ※住居確保給付金の対象者の場合は、申請手続きを行ないます。
- ※総合支援資金の住宅入居費の借入が必要な場合は、アパート等を探し、不動産媒介業者等と賃貸借契約書を取り交わします。

6 貸付金の送金

原則として借受人の指定する口座に、貸付金を送金します。

- ※住宅入居費については、不動産媒介業者等に直接送金されます。

7 就職活動状況等の報告

毎月ハローワークに通い、就職の相談・就職先の紹介等を受け、就職活動を行ないます。

就職活動の状況について、自立相談支援機関及び市町村社会福祉協議会に報告します。

- ※住居確保給付金を利用している場合は、自立相談支援機関より「職業相談確認票」の交付を受け、ハローワークで記入・押印してもらい、自立相談支援機関に報告します。

8 貸付の辞退、中断、貸付の継続

貸付期間中に就職した場合は、残初回給与が満額支給にならない場合を受けることができます。

職業訓練受講給付金の受給等、一合は、貸付が中断されます。

貸付期間中に就職できず自立が見額（貸付期間の延長）を申請します。

- ※貸付金の増額について、北海道社会します。

※相談・申込から審査、貸付金送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。

* 自立相談支援機関…平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度で、仕事や生活全般にわたる困りごとについて支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行なう機関です。相談窓口等については、北海道または、お住まいの市町村役場にご確認ください。

* 住居確保給付金…離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象とした、住宅の確保(住宅喪失の予防)及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度です。地方自治体とハローワーク等による支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃の支給を受けることができます。

(2) 資金の種類と内容

資金種類	使用内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用(※貸付期間は原則3か月とし、最長12か月以内) ・食費、日用品費、就職活動費等	月額20万円以内 (単身世帯は月額15万円以内)	6か月	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
住宅入居費	敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日から6か月以内(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職活動用のスーツ購入経費 ・住居確保給付金を申請している場合の最低限の家具什器費 ・家賃、公共料金等を滞納し、滞納分を支払わなければ住宅の退去、電気・ガス・水道等の停止となる場合に支払いに必要な経費	60万円以内			

※住宅入居費は、住居確保給付金申請者のみ対象です。

3 市町村社会福祉協議会に借入申込

総合支援資金の借入について、市町村社会福祉協議会に相談します。

相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、必要書類を揃え、申込みします。

4 審査

北海道社会福祉協議会で貸付の可否について、審査します。審査結果は、市町村社会福祉協議会を通じて通知します。審査の結果により、貸付ができない場合(不承認)もあります。

※貸付できない場合、その理由は開示しません。

5 契約

貸付が決定された場合、北海道社会福祉協議会と契約締結します。

※借受人、連帯保証人(設定している場合)が「借用書」に署名・捺印し、必要書類を添付し、市町村社会福祉協議会を通じて、北海道社会福祉協議会に提出します。

※借用書等、書類に不備がある場合、訂正等が必要のため、貸付金の送金までに日数を要することになります。

りの貸付は辞退になります。は、就職した翌月までは貸付時的に貸付が不要になった場合、貸付金の増福祉協議会で審査し、可否を決定

9 据置期間～償還開始

据置期間終了後、償還が開始されます。貸付決定時に定め、借用書に記載されている償還期間・償還回数で毎月償還します。原則として、金融機関からの口座振替による償還になります。償還が完了するまで、市町村社会福祉協議会が相談・支援します。

※償還状況について、自立相談支援機関と情報共有します。

10 償還期限終了・償還完了

最終償還期限までに元金・利子(連帯保証人を設定しない場合)を償還します。

償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利子が日割で加算されます。

(4) ご利用に際して

- 生活支援費の貸付額（月額）は、生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、必要な金額を相談して決めます。また、再就職後に償還（返済）することを考え、借入額はできるだけ少額となるよう、支出の見直しもあわせて行ないます。
- 生活支援費について、生活を維持するために必要のない経費（遊興費や他の借入金の返済）は貸付対象外です。
- 生活支援費の貸付を受けた後に就職が決まった場合、初回の給与が1か月分の満額支給とならない場合があるため、就職した翌月までは貸付を受けることができます。
- 住宅入居費は、住宅確保給付金の利用のない場合、貸付対象外です。
- 一時生活再建費における家賃の滞納分の支払い費用については、催告書や督促状等により住居の退去を求められている場合に限ります。単に家賃を滞納しているのみの場合は貸付対象外です。

(5) 必要な書類

【共通書類】

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	・健康保険証の写し及び住民票の写し ※いずれか一方の場合、運転免許証など顔写真付の証明書の写し添付 ・世帯全員分の住民票の写し(発行後3か月以内)
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分)
世帯の他制度の利用状況がわかる書類	借入申込者	・失業等給付、年金等の申請・受給証明書等
失業等給付の状況がわかる書類	借入申込者	・求職申込み・雇用施策利用状況確認票
自立相談支援機関の利用状況が分かる書類	借入申込者	・プラン兼事業等利用申込書、相談受付・申込書
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

【住宅入居費】

内容	書類
入居予定住宅に関する書類	・入居予定住宅に関して締結した不動産賃貸契約書の写し ・住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し ・住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

【一時生活再建費】

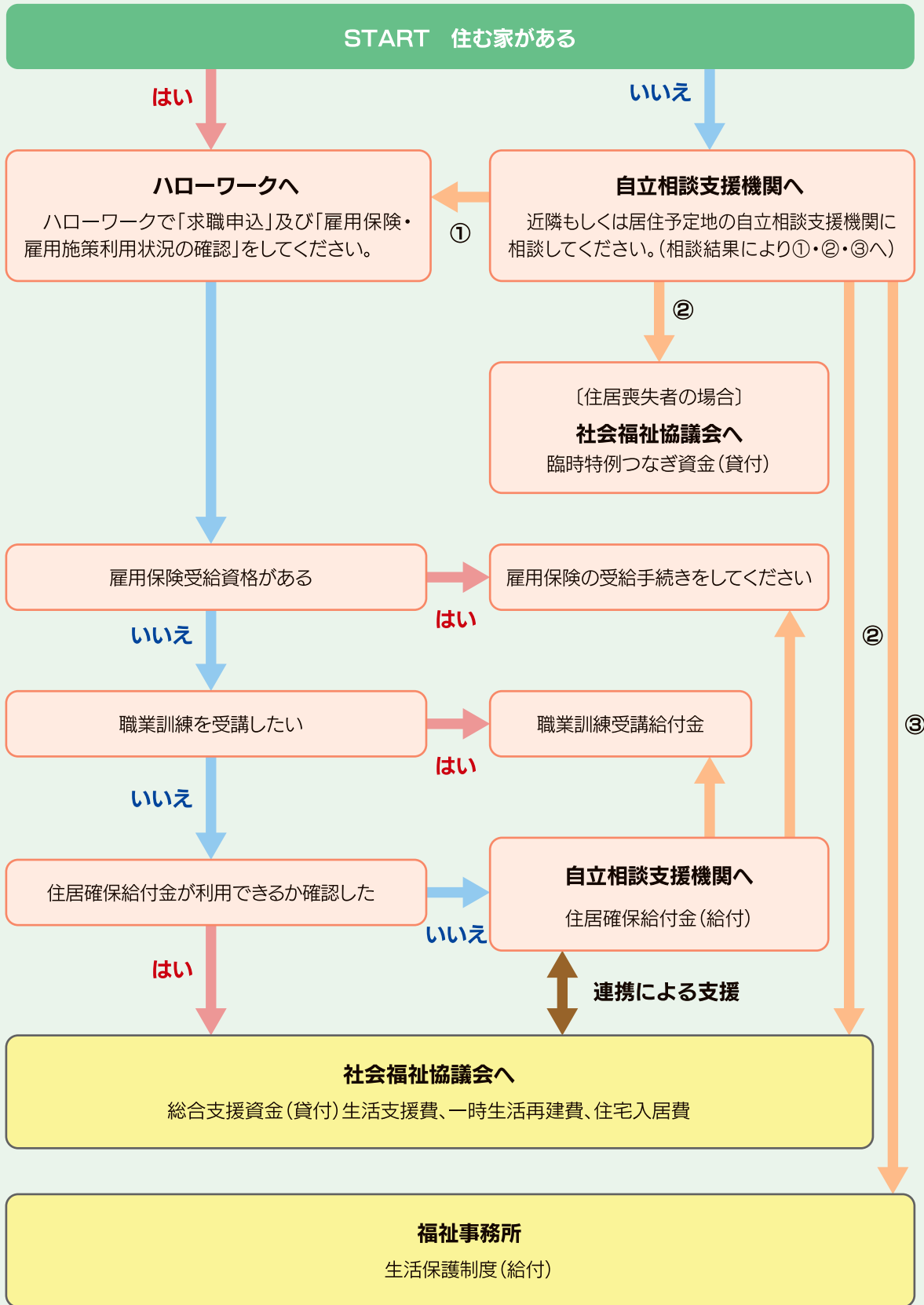
内容	書類
必要額の費用がわかる書類	・見積書等

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。



〔参考〕失業・住居喪失等の場合の支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には公的な支援策があります。下表からあてはまる可能性のある支援策がわかります。



*臨時特例つなぎ資金…住居のない離職者に対して、公的給付制度または公的貸付制度を申請している場合に、当該給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける制度(10万円以内、無利子、連帯保証人不要)

2-1 福祉資金 緊急小口資金



緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用を貸付けます。

緊急小口資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。(一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合を除く。)

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯 **障がい者世帯** **高齢者世帯** (日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)

(2) 資金の内容

使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合	10万円以内	2か月以内	12か月以内	無利子

このようなときにご利用いただけます

- ①医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- ②火災などの被災によって生活費が必要なとき
- ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ④転職または一時的な休職による収入減で生活費が必要なとき
- ⑤滞納した税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増により生活費が必要なとき
- ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦自立相談支援機関の継続的な支援を受けながら、就職活動に交通費など経費が必要なとき
- ⑧給与などの盗難によって生活費が必要なとき
- ⑨その他、これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき
(滞納していた家賃の支払い、車検代の支払い等)

- ⚠ 左記の理由であっても、次のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。**
- ✗ 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している場合
 - ✗ 今後の収入の見通しが立たず(生計を維持できず)、貸付金の償還(返済)が見込めない場合
 - ✗ 他の債務等の支払いにより生活が困窮している場合
 - ✗ 貸付金を他の債務等の支払いに充当する場合

(3) 借入相談から償還完了までのながれ

1 相談

緊急小口資金の借入について、市区町村社会福祉協議会に相談します。相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、借入理由に応じて必要書類を揃えます。

※借入理由に応じて、自立相談支援機関による相談・支援が必要な場合は、市区町村社会福祉協議会から連絡し、双方が連携して支援にあたります。

2 借入申込み

借入申込書、必要書類を市区町村社会福祉協議会に提出します。また、「借用書」に署名・捺印し、貸付金の償還に係る「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入します。

3 審査

市町村社会福祉協議会を通じて提出された借入申込書類等にもとづき、北海道社会福祉協議会で貸付の可否について、審査します。審査の結果は、市町村社会福祉協議会を通じて連絡します。審査の結果により、貸付ができない場合(不承認)もあります。

※貸付できない場合、その理由は開示しません。

4 貸付金の送金、貸付決定通知

貸付決定した場合、借受人の指定する口座に貸付金を送金します。

※貸付金送金までの期間を短縮するため、決定通知の送付前に貸付金の送金手続きを行ないます。北海道社会福祉協議会より、借受人に直接、貸付決定通知等を郵送します。

5 据置期間～償還開始

据置期間終了後、償還が開始されます。借用書に記載されている償還期間・回数で毎月償還します。

原則として、金融機関からの口座振替による償還になります。償還が完了するまで、市区町村社会福祉協議会や民生委員が相談・支援します。

※借入申込時に自立相談支援機関の支援を受けた場合、償還状況について、自立相談支援機関と情報共有します。

6 償還完了

最終償還期限までに、元金を償還します。償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利子が日割りで加算されます。

(4) ご利用に際して

- 雇用保険受給や職業訓練受講給付金までの生活費を借入れる場合、就職活動に必要な費用を借入れる場合等は、自立相談支援機関による相談・支援が必要となります。
- 連帯保証人は不要です。
- 借入申込は、市区町村社会福祉協議会が受付けます。市区町村社会福祉協議会を通じて、借入申請書類等を北海道社会福祉協議会にて受理し、審査を行いません。
貸付決定の場合、北海道社会福祉協議会で借入申請書類等を受理してから、最短で3日程度（営業日）で貸付金が借受人の指定する口座（ゆうちょ銀行または北海道銀行）に送金されます。

(5) 必要な書類

【共通書類】

内 容	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込者の健康保険証の写し及び住民票（原本） ※いずれか一方の場合、運転免許証など顔写真付の証明書の写し添付 ・世帯全員の健康保険証の写し、または世帯全員の住民票（原本）
世帯の所得がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、所得証明書の写し、給与明細書、年金支給額通知書の写し、通帳の写し、雇用証明書等
借入申込に必要な印鑑・通帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込者の実印 ・貸付金を送金する口座の通帳の写し ・償還金を口座振替する通帳の写し及び届出印
自立相談支援機関の支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付・申込票の写し、インテーク・アセスメントシートの写し

【借入理由に応じた書類】

借入理由	書 類
①医療費または介護費の支払等臨時生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書の写し、領収書の写し
②火災等被災による生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し、被災証明書の写し
③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の写し ・老齢年金決定通知書の写し、老齢年金受給申請時の受理票の写し ・障害年金の裁定通知書の写し ・傷病手当の申請書の写し（受付印の押印があるもの） ・児童手当・児童扶養手当の申請書の写し（受付印の押印があるもの）または受理票の写し ・職業訓練受講決定通知書の写し
④転職または一時的な休職による収入減のための生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用証明書の写し、労働契約書の写し ・休職証明書の写し
⑤滞納していた税金等の支払いによる生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書の写し、領収書の写し、督促状の写し
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じたため	<ul style="list-style-type: none"> ・督促状の写し、請求書の写し
⑦自立相談支援機関の継続的な支援を受けながらの就職活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し
⑧給与などの盗難による生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難届出報告書
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃滞納により退去を命ぜられた督促状の写し ・車検代の見積書の写し・車検証の写し・運転免許証の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-2 福祉資金 福祉費



低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸付けします。

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯

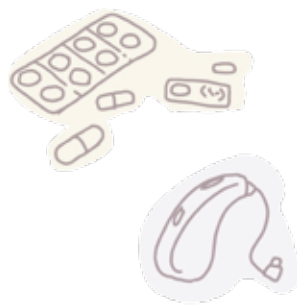
障がい者世帯

高齢者世帯

(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)

(2) 資金の種類と内容

資金種類	貸付対象(例)
①生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、器械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修や改造する費用 等 ○通勤に必要な自動車の購入費用 ※勤務地や勤務時間等により、自動車による以外に通勤する方法がない、または公共交通機関の利用が著しく困難な場合に限りです。
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○職業訓練施設、各種学校等の授業料、教材費、通学費 ○運転免許取得費用 ※原則として、就職先から技能取得を求められている場合が貸付対象となります。
③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○風雨等による被害を防止するために行なう住宅の補修 ○高齢者や障がい者の日常生活の便宜上、必要な改修・設備 ※原則として、借入申込者が所有する土地・建物を対象とします。
④福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具等の経費 ・電動式ギャッチベッド、補聴器 等
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	○障がい者自ら運転する、もしくは同一生計の障がい者のために使用する自動車 ※購入車種や自動車を更新する場合の条件があります。
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○中国残留邦人等の国民年金保険料の追納費用
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○医療費の自己負担額等 ※原則として、傷病者が1年もしくは1年6か月以内に完治する、または寛解する見込みがある場合、対象となります。(医師の診断書により確認します。) ※高額療養費や傷病手当を利用できる場合は、優先して活用します。
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○介護保険法による介護給付(予防給付を含む)の対象となるサービスを受けるのに必要な経費 ○障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けるのに必要な経費、または補装具を購入もしくは修理する経費
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費 ・被災した住宅の復旧、家財の購入等
⑩冠婚葬祭に必要な経費	○葬儀費用、結婚に際し挙式披露のための経費等 ※葬儀費用については、未払いの費用に限り、葬儀後に申請することができます。
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○転居の際の初期入居費用 ・敷金、礼金、家財道具の運送費、転居に伴い必要な家財道具の購入費 ○水道または下水排水路等の整備、電気設備、暖房設備
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	○就職または技能を習得する場合に必要な支度をする費用 ・就職する場合の賃貸住宅等の初期入居費用、寝具 等 ・技能習得する場合の各種学校の入学金 等
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	・修学旅行費用(一括払い) ※費用が積立の場合は、教育支援資金の貸付対象となります。 ・生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料 ※年金受給開始時期にあわせて据置期間を設定します。 ・生活保護受給者の生活必需品等の購入費用



貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
460万円	6か月以内(分割による 交付の場合は最終貸付 日から6か月以内)	20年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人を 立てない場合は 年1.5%
技能を習得する期間が 6月程度 130万円、1年程度 220万円 2年程度 400万円、3年以内 580万円		8年以内	
250万円		7年以内	
170万円		8年以内	
250万円		8年以内	
513.6万円		10年以内	
療養期間が 1年以内の場合は170万円 1年6か月以内の場合は230万円		5年以内	
介護サービスを受ける期間が 1年以内の場合は170万円 1年6か月以内の場合は230万円		5年以内	
150万円		7年以内	
50万円		3年以内	
50万円		3年以内	
50万円		3年以内	
50万円		3年以内	

(3) 必要な書類

【共通書類】

内 容	対象者	書 類
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分)
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

【資金種類に応じた書類】

貸付対象経費	内 容	書 類
①生業経費		・事業実績・計画書 ・業者の見積書 等 ※障がい者世帯は、障害者手帳の写し ※その他、申請内容別や業種別に必要な書類があります。
	【共通書類】	※障がい者世帯は、障害者手帳の写し ※就職による技能習得、運転免許取得の場合、技能・運転免許の取得を 採用条件とすることが記載された書類
②技能習得経費	○技能習得の場合	・入校許可証または在校証明書 ・技能の習得期間及び経費の額が記載された書類
	○運転免許取得の場合	・自動車学校(教習所)の経費明細書 ※高校生の場合、運転免許取得に係る学校の許可が確認できる書類
③住宅の増改築、 補修等経費	【共通書類】	・業者の見積書(※複数の業者の見積書が必要) ・平面図、立面図(工事前後がわかるもの)
	○住宅の改修等の場合	・土地、家屋の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※借地の場合、土地の賃貸借契約書の写し、土地所有者の住宅改修に 係る承諾書
	○公営住宅の増改築、風呂場の設置	・市町村発行の増改築承諾書
	○公営住宅譲渡の場合	・譲渡(仮)契約書の写し
④福祉用具等購入経費		・機器、用具等の見積書 ※障がい者世帯は、障害者手帳の写し
⑤障害者用自動車購入経費		・障害者用自動車購入費用内訳書(所定の様式) ・運転者の運転免許証の写し ・ 障害者手帳の写し
⑥中国残留邦人年金保険料追納経費		・日本年金機構の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・追納保険料の納付書
⑦療養関係経費		・診断並びに所要経費概算見込書(所定の様式) ・医療費以外については、見積書の写し
⑧介護関係経費		・利用負担額が記載された書類の写し ・償還払いとなるサービス費の額が記載された書類及び当該費用 にかかる見積書等の申請書に記載された金額が確認できる書類 の写し ・介護保険料納付書
⑨災害経費	【共通書類】	・り災証明書、被災証明書
	○住宅復旧の場合	※住宅の補修等経費の書類に準じる
⑩冠婚葬祭経費	○家財購入の場合	・業者の見積書
	○結婚費用の場合	・婚姻の証明(挙式会場の予約証明等) ・ 見積書
⑪住居の移転、設備等経費	○葬儀費用の場合	・死亡診断書の写し ・ 業者の見積書
		・業者の見積書
⑫支度関係経費	○就職の場合	・採用通知等の写し ・ 必要な費用の見積書
	○技能習得の場合	・合格通知の写し、在学証明の写し ・学校から発行された費用がわかる書類
⑬その他の経費	○修学旅行費用	・学校または旅行会社から発行された費用がわかる書類
	○生活保護受給者の国民年金任意加入保険料	・老齢基礎年金の受給要件について(所定の様式)
	○生活保護受給者の生活必需品購入費用	・見積書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※高額な物品購入、工事費用等の場合、複数の事業者から見積書をお取りいただき、内容や価格が適正であるか判断します。

3 教育支援資金



教育支援資金は、高等学校（*）、大学（*）、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

* 高等学校…中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。

* 大学…短期大学及び専修学校の専門課程を含みます。

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯 ※生計の維持はできているが、学費の支払いのために貸付を必要としている世帯

(2) 資金の種類と内容

資金種類	使用内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費 ・進級時に必要な教科書 ・通学に係る交通費 等	高等学校 月額35,000円以内 ※専修学校高等課程含む 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 ※専修学校専門課程含む 大学 月額65,000円以内	卒業後 6か月 以内	20年以内 (貸付額により期間の 目安あり)	無利子
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費 ・入学金 ・制服、靴、体育着 等 ・入学時に必要な教科書 等	50万円以内			

※教育支援費について、貸付限度額では学費が不足する場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付けを行いません。借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

(3) ご利用に際して

- 他の貸付制度として、国の教育ローン(日本政策金融公庫)や日本学生支援機構奨学金があります。また、母子世帯・父子世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の活用を優先してください。
- 教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることができます。合計額により申請します。
- 貸付額に応じた償還期間の目安は下表のとおりです。

貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間
100,000円以内	2年	600,000円以内	7年	1,200,000円以内	12年	2,200,000円以内	17年
150,000円以内	3年	700,000円以内	8年	1,400,000円以内	13年	2,400,000円以内	18年
250,000円以内	4年	800,000円以内	9年	1,600,000円以内	14年	2,600,000円以内	19年
350,000円以内	5年	900,000円以内	10年	1,800,000円以内	15年	2,600,001円以上	20年
500,000円以内	6年	1,000,000円以内	11年	2,000,000円以内	16年		

- 就学者が借入申込者（借受人）となり、生計中心者が連帯借入申込者（連帯借受人）となります。連帯借受人を設定できない場合は、連帯保証人を立てなければなりません。
- 借受人が未成年の場合、貸付契約時に法定代理人（親権者、未成年後見人等）の同意が必要です。
- 貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分（6か月分）の年2回です。
- 借受人が卒業後、上級学校への進学により償還（返済）が困難な場合は、償還を猶予する制度があります。

(4) 必要な書類

【共通書類】

内容	対象者	書類
世帯の所得がわかる書類	借入申込者、連帯借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等（世帯全員分）
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

【資金種類に応じた書類】

資金種類	書類
教育支援費	・合格通知書の写し、または在学証明書の写し ・経費のわかる書類
就学支度費	・合格通知書の写し ・経費のわかる書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

福祉資金福祉費・教育支援資金 借入相談から償還完了までのながれ

1 相談

福祉資金福祉費または教育支援資金の借入について、市区町村社会福祉協議会またはお住まいの地区の民生委員に相談します。

世帯への貸付であることから、世帯の生活状況、収入・負債などについて詳しくお話いただきます。

相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、資金種類に応じて必要な書類を揃えます。

2 民生委員との面談

民生委員が借入申込者、連帯借入申込者、連帯保証人と面談します。（連帯保証人の居住지가遠方の場合、電話により確認します。）

世帯の状況や借入の必要性、償還の見込み等を確認します。

※面談による貸付の適否等について、民生委員の意見を書類にし、市区町村社会福祉協議会に提出します。

3 市区町村社会福祉協議会

借入申込書、必
村社会福祉協議会

6 貸付金の送金

原則として借受人の指定する口座に、貸付金を送金します。

※福祉資金福祉費の生業経費、住宅経費、障害者自動車経費については、直接、業者に送金します。

※貸付金の送金後、資金種類に応じて提出いただく書類があります。

※貸付金の分割交付（6か月ごと）

- ・教育支援資金
教育支援費
- ・福祉資金福祉費
技能習得関係経費、生活保護受給者の国民年金任意加入保険料（保険料納付期間が複数年度の場合）

7 貸付金の継続送金

貸付金を分割交付する場合は、今後、送金する予定の貸付金の必要性を確認します。（就学者の在学確認等）

貸付継続の必要性を確認後、貸付金を送金します。

※分割交付の送金時期

3月に送金：4月～9月分貸付金

9月に送金：10月～3月分貸付金

8 貸付の辞退

貸付期間中に、利用や就学者の退に不要が生じた場合福祉協議会を通祉協議会に届出ま

※相談・申込から審査、貸付金送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。（福祉資金福祉費の生業経費・住宅経費については、審査の

【教育支援資金、福祉資金福祉費（技能習得関係経費）】

- 教育支援資金や福祉資金福祉費（技能習得関係経費）は、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげ
- 「貸付」であることから、貸付することにより学費等の支払いが可能となり、学校に行くことを支援できます。一方あります。このため、卒業まで学校に通い続けることが可能な世帯状況であるか確認した上で貸付を行なうことにな
- 給付制度や分割払い、他の貸付制度等の利用が可能な場合は、優先して利用いただきます。
- 学費以外については、世帯の収入により今後も生計の維持ができ、償還（返済）の見通しが立つ場合に貸付を行ない
- 教育支援資金の貸付対象は、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学です。専修学
- 相談・借入申込みから審査、貸付金の送金までは、最短でも1か月程度かかります。学校への納入期日に間に合わな

協議会に借入申込

要書類等を市区町に提出します。

4 審査

北海道社会福祉協議会で貸付の可否について、審査します。
審査結果は、市区町村社会福祉協議会を通じて通知します。

審査の結果により、貸付ができない場合（不承認）もあります。

※貸付できない場合、その理由は開示しません。

5 契約

貸付が決定された場合、北海道社会福祉協議会と契約締結します。

※借受人、連帯借受人及び連帯保証人（設定している場合）が「借用書」に署名・捺印し、必要書類を添付し、市区町村社会福祉協議会を通じて、北海道社会福祉協議会に提出します。

※借用書等、書類に不備がある場合、訂正等が必要のため、貸付金の送金までに日数を要することになります。

他の貸付制度等の学等により、貸付合は、市区町村社して北海道社会福す。

9 据置期間～償還開始

貸付金送金後、据置期間になります。

※教育支援資金や福祉資金福祉費の技能習得関係経費は、学校卒業後に据置期間となります。

据置期間終了後、償還が開始されます。

貸付決定時に定め、借用書に記載されている償還期間・償還回数で毎月償還します。

原則として、金融機関からの口座振替による償還になります。

償還が完了するまで、市区町村社会福祉協議会や民生委員が相談・支援します。

10 償還完了

最終償還期限までに元金・利息（福祉資金福祉費で連帯保証人を設定しない場合）を償還します。

償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利息が日割で加算されます。

関係上、2～3か月程度かかることがあります。)

ることを目的としています。

で、何らかの事情により途中で退学してしまうと、卒業資格を得られない上に、「借金」だけが残ってしまうおそれもあります。

ます。

校の1年生課程や他法にもとづく学校は、福祉資金福祉費の技能習得関係経費の貸付対象となります。

い場合は、期日の延長が可能か確認します。

4-1 不動産担保型生活資金



不動産担保型生活資金は、持ち家と土地があっても、現金収入の少ない高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産（土地・建物）を担保に、生活資金をお貸しする制度です。

(1) ご利用いただける世帯

- 借入申込者が単独で所有している（同居の配偶者との共有を含む）不動産に居住している世帯で、今後も居住する意思があること
- 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- 世帯の構成が次のいずれかであること
 - ①単身 ②夫婦のみ ③単身または夫婦のみと借入申込者もしくは配偶者の親が同居
- 世帯員の収入が市区町村民税非課税程度の低所得世帯

(2) 対象不動産（土地・建物）

- 居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと
- 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅であること
 - ※貸付月額によっては、土地の評価額が1,000万円程度でも貸付対象となります。

(3) 資金の内容

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	貸付金の交付
土地の評価額の7割	30万円以内	貸付元金が増え限度額に達するまでの期間、または契約の終了（借受人の死亡時）までの期間	3か月ごとに交付
据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人
契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い率	必要（推定相続人のなかから選任）

※借地借家やマンションの場合、当該土地が市街化調整区域である場合、同居の子どもや孫がいる場合は、貸付対象外です。

(4) ご利用に際して

- 同居の配偶者と共有の不動産の場合、配偶者は連帯借入申込者となります。
- 土地の評価は、不動産鑑定士が行ないます。土地の評価に係る経費は、借入申込者の負担となります。貸付に至らなかった場合や借入申込者の都合で借入を辞退された場合もかかった経費は自己負担となりますのでご注意ください。
- 生活費の不足分の貸付となります。貸付月額をご希望に添えない場合があります。
- 契約の終了時（借受人の死亡時）、基本的には、相続人となる親族の方が、不動産を売却して貸付元金を償還していただくことになります。

※詳細については、「不動産担保型生活資金のご案内」を参照ください。



4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金



現に生活保護を受給されている高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産（土地・建物）を担保に生活資金をお貸しする制度です。

(1) ご利用いただける世帯

- 貸付を利用しなければ、生活保護を受けなければならない世帯であると、生活保護の実施機関が認めた世帯であること
- 居住用不動産（土地・建物）の所有者（借入申込者、配偶者）が原則、65歳以上であること
- 担保となる不動産に居住し、借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること
- 将来にわたり住居（一戸建て住宅またはマンション）を所有し、住み続けることを希望していること
- 居住用不動産（土地・建物）の評価額が500万円以上であること
- 居住用不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと

(2) 資金の内容

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	貸付金の交付
土地と建物の評価額の7割 (集合住宅の場合は5割)	福祉事務所が設定 (生活扶助額の1.5倍以内)	貸付元利金が貸付限度額に達する までの期間、または貸付契約の終 了時(借受人の死亡時)までの期間	毎月、交付
据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレート のいずれか低い率	不 要

(3) ご利用に際して

- 同居の配偶者と共有の不動産の場合、配偶者は連帯借入申込者となります。
- 同居の子どもがいる場合、子どもも生活保護を受けなければならない世帯であると、生活保護の実施機関が認めた場合は、子どもも含めて申し込むことができます。
- 貸付期間中は、生活保護受給世帯ではありません。医療費や健康保険の保険料、不動産に係る固定資産税等は、借受人が負担することとなります。
- 貸付契約の終了時（借受人の死亡時）、基本的には、相続人となる親族の方が、不動産を売却して貸付元利金を償還していただくこととなります。

※詳細については、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金のご案内」を参照ください。



生活福祉資金に関するご相談・お問い合わせは、お住まいの地区の 民生委員、市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。

※本パンフレットに記載している内容以外にも資金種類ごとに貸付条件等がありますので、
市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる 2.7

TEL：011-241-3976（代表） FAX：011-251-3971

ホームページ：<http://www.dosyakyo.or.jp>

受付時間 8：45～17：30

（土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



個人情報の取扱いについて

北海道社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」にもとづき、「個人情報保護規程」及び「コンピューター情報システムの運用管理に関する要綱」を定めています。生活福祉資金貸付事業において、「生活福祉資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり運用し、個人情報の保護に努めています。